

(別添 1)

栃木県県民の森の管理に関する協定 (案)

栃木県 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇 (以下「乙」という。) とは、令和〇年〇月〇日付け栃木県指令自環第〇号による指定管理者の指定に基づく管理運営業務について、栃木県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例 (平成 17 年栃木県条例第 4 号。以下「通則条例」という。) 第 6 条の規定に基づき、次のとおり協定 (以下「本協定」という。) を締結する。

(本協定の目的)

第 1 条 本協定は、甲と乙が相互に協力し、栃木県県民の森 (以下「県民の森」という。) を適正かつ円滑に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

(趣旨の尊重等)

第 2 条 乙は、県民の森の設置目的、指定管理者の指定の意義及び管理運営業務の実施に当たって求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。

(指定管理業務)

第 3 条 甲は、栃木県県民の森条例 (昭和 49 年栃木県条例第 4 号。以下「条例」という。) 第 6 条の 2 の規定に基づき、次に掲げる業務を乙に行わせる。

- (1) 県民の森の施設の維持管理に関する業務
 - (2) 県民の森の運営に関する業務
 - (3) 前 2 号に掲げる業務に附帯する業務
 - (4) 前各号に掲げる業務のほか、指定管理者が県民の森の管理上必要と認める業務のうち知事のみ
の権限に属するものを除く業務
- 2 前項各号に掲げる業務の細目は、「栃木県県民の森指定管理業務に関する仕様書」に定めるとおりとする。

(指定期間)

第 4 条 乙が、県民の森の指定管理者として、前条第 1 項各号に掲げる業務を行う期間は、令和 8 (2026) 年 4 月 1 日から令和 13 (2031) 年 3 月 31 日までとする。ただし、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。) 第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その限りではない。

2 管理運営業務に係る会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(善管注意義務)

第 5 条 乙は、関係法令及び本協定の定めるところに従うほか、甲が必要に応じて指示する事項を遵守の上、善良なる管理者の注意をもって、県民の森を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(業務の実施)

第 6 条 乙は、関係法令、条例、本協定等のほか、公募要領及び公募時に提出した事業計画書に従って管理運営業務を実施するものとする。

2 本協定、公募要領及び公募時に提出された事業計画書の間に矛盾又は齟齬がある場合は、本協定、公募要領、公募時に提出された事業計画書の順にその解釈が優先されるものとする。

- 3 前項の規定にかかわらず、公募時に提出された事業計画書で指定管理業務に関する仕様書を上回る水準が提案されている場合は、当該事業計画書に示された水準によるものとする。

(委託料)

第7条 指定管理業務に対する委託料の額は、次のとおりとする。

- 令和8(2026)年度(令和8(2026)年4月1日～令和9(2027)年3月31日) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額 〇,〇〇〇,〇〇〇円)
- 令和9(2027)年度(令和9(2027)年4月1日～令和10(2028)年3月31日) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額 〇,〇〇〇,〇〇〇円)
- 令和10(2028)年度(令和10(2028)年4月1日～令和11(2029)年3月31日) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額 〇,〇〇〇,〇〇〇円)
- 令和11(2029)年度(令和11(2029)年4月1日～令和12(2030)年3月31日) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額 〇,〇〇〇,〇〇〇円)
- 令和12(2030)年度(令和12(2030)年4月1日～令和13(2031)年3月31日) 〇〇,〇〇〇,〇〇〇円
(うち消費税額及び地方消費税の額 〇,〇〇〇,〇〇〇円)

- 2 委託料の支払いは、年度ごとに甲乙協議の上作成する支払計画書に従い、乙の請求に基づき、甲が支払うものとする。

(委託料の精算)

第8条 乙は、指定期間の終了に際し、委託料のうち修繕費に余剰金が生じたときは、指定期間終了後45日以内に当該余剰金を甲に返還しなければならない。

(委託料の額の変更)

第9条 委託料の額を変更すべき特別な事情が生じた場合には、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(利用料金)

第10条 利用者が納付する利用料金は、乙の収入とする。

- 2 乙は、条例に基づき、あらかじめ甲の承認を受けて、利用料金の額を定めるものとする。
- 3 乙は、甲との協議を経て、利用料金の減免について定めるものとする。

(管理の基準)

第11条 乙が行う県民の森の管理の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 臨時に県民の森の休館日を定める場合は、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (2) 森林展示館等の開館時間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (3) 休館日及び開館時間並びに利用料金(減免制度を含む。)は、見やすい場所に掲示すること。
- (4) 県民の森の施設等を引き続いて利用することができる期間を変更するときは、あらかじめ甲の承認を受けること。
- (5) 受動喫煙を防止するために必要な措置を講じること。
- (6) 施設及び設備は、定期的に保守点検を行い、その記録を作成すること。なお、自家用電気工作物保守点検について、乙は電気事業法に規定する当該自家用電気工作物を設置する者の全ての義務及び事故報告義務を果たすこととし、電気主任技術者について次のとおり定める。
 - ① 甲及び乙は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用の保安を確保するにあたり、電気主任技術者として選任する者の意見を尊重すること。

- ② 自家用電気工作物の工事、維持及び運用に従事する者は、電気主任技術者として選任する者がその保安のためにする指示に従うこと。
- ③ 電気主任技術者として選任する者は、自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督の職務を誠実に行うこと。
- (7) 施設、設備及び物品の維持管理を適切に行い、必要な修繕は速やかに行うこと。
- (8) 施設、設備及び物品を滅失し、又は施設、設備及び物品の重要な箇所をき損したときは、速やかに甲に報告すること。
- (9) 施設又は施設利用者に災害が生じたときは、迅速かつ適切な対応を行い、速やかに甲に報告すること。
- (10) 建物の改築、構築物の新設等又は機械装置の新設等、県民の森の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲と協議し、承認を受けること。
- (11) 防災、防犯その他不測の事態への対応等についてマニュアルを作成し、職員に周知徹底すること。
- (12) 指定管理業務に係る収入及び支出は、乙の他の口座とは別の口座で管理すること。
- (13) 指定管理業務に係る会計処理は、乙の他の事業から区分して経理すること。
- (14) 指定管理業務に係る会計書類は、各会計年度の終了後、5年間保存すること。
- (15) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報は、第24条に定めるところにより適正に取り扱うこと。
- (16) その他適正な管理を行うため、甲が必要と認める事項を遵守すること。

(総括責任者の配置)

第12条 乙は、乙の職員のうちから指定管理業務に関する総括責任者を配置し、当該責任者の住所、氏名その他必要な事項を甲に報告しなければならない。当該責任者に係る事項を変更したときも、同様とする。

(利益供与に関する指導)

第13条 乙は、乙の職員その他乙の指揮命令下にある者が、指定管理業務の執行に関連して、県民の森の利用者等から利益の供与を受けることがないように、必要な指導を徹底するものとする。

(開業準備)

第14条 乙は、指定管理業務を開始する日に先立ち、管理運営業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

(年度別事業計画書等)

第15条 乙は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの年度ごとに、あらかじめ次に掲げる内容を記載した年度別事業計画書を作成し、各年度の前の年度の2月末日までに、甲に提出するものとする。

- (1) 管理執行体制
 - (2) 事業計画
 - (3) 指定管理業務に係る当該年度の収支予算案
 - (4) その他甲が必要と認める事項
- 2 甲は、前項の規定により提出された事業計画書について必要があると認められるときは、乙に対してその変更を指示することができる。
- 3 乙は、指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していることを明らかにするため、毎年度の決算

が確定した時点で速やかに通則条例第4条第5号に定める書類（法人でない団体についてはこれに準ずる書類）を甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲の承認を得なければ、甲に提出した事業計画書を変更することができない。

（定期報告）

第16条 乙は、次に掲げる事項について毎月10日までに前月の状況を甲に報告するものとする。

- (1) 施設の利用状況
- (2) 利用料金収入
- (3) 主催事業状況
- (4) 太陽光発電に係る売電量

（事業報告書の作成及び提出）

第17条 乙は、毎年度終了後（法第244条の2第5項の規定による指定を受けた期間が1年以内であった場合においては、当該指定を受けた期間の満了後）原則として60日以内に、県民の森に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。ただし、年度の中途において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の管理の業務の停止を命じられたときは、指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命じられた日から起算して30日以内に、当該年度分として、指定を取り消され、又は管理の業務の停止を命じられた日までの間の事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 県民の森の指定管理業務の執行状況、施設の利用状況及び主催事業状況
- (2) 県民の森の利用料金収入の実績
- (3) 県民の森の管理運営に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、県民の森の管理の実態を把握するために甲が必要と認める事項

（自己評価の実施）

第18条 乙は、県民の森の効果的・効率的な管理及びサービスの向上の観点から、指定管理者としての管理運営について、毎年度、利用者の満足度を踏まえた自己評価を実施して、その報告書を前条本文の事業報告書とともに甲に提出しなければならない。

（業務報告の聴取等）

第19条 甲は、法第244条の2第10項の規定に基づき、県民の森の管理の適正を期するために、乙に対して、第11条に定める管理の基準に従って行われるべき当該指定管理業務及びその経理の状況に関し、定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

- 2 甲は、第17条に定める年度別の事業報告書及び前条の自己評価の報告書の点検並びに実施の調査の結果を踏まえ、乙による管理運営状況の評価を行い、その結果を公表するものとする。
- 3 前項に規定する評価の具体的な実施方法は、甲が別に定める。

（地位の承継等の制限）

第20条 乙は、指定管理者の地位を第三者に承継させ、又は、指定管理者としての権利について譲渡、担保権の設定、その他の処分をしてはならない。

（委託等の禁止）

第21条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、当該業務の全部又は主要な部分（別添2「栃木県県民の

森指定管理業務に関する仕様書」において定める業務をいう。)を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、指定管理業務の一部（前項に規定する主要な部分を除く。以下同じ。）を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。
- 3 前項の場合において、乙は、第三者との間で締結した契約書の写しその他必要な資料を甲に提出しなければならない。
- 4 乙が指定管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、全て乙の責任及び費用において行うものとし、指定管理業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、全て、乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。

（譲渡等の禁止）

第22条 乙は、県民の森の施設、設備及び物品を第三者に譲渡し、転貸し、又は賃借権その他の使用若しくは収益を目的とする権利を設定してはならない。

（文書の管理・保存）

第23条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等（図画及び電磁的記録を含む。以下同じ。）については、別記1「文書管理上の留意事項」に基づき、適正に管理・保存しなければならない。

（個人情報の保護）

第24条 乙は、指定管理業務の遂行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（秘密保持義務）

第25条 乙は、乙の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）若しくは指定管理業務に従事している者又はこれらの者であった者が、指定管理業務に関し知り得た秘密（個人情報を除く。）を漏らし、又は自己の利益のために使用しないよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、指定管理業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

（情報公開）

第26条 乙は、指定管理業務の執行に当たり作成し、又は取得した文書等であって、乙が保有しているものの公開については、乙が定める情報公開規程等により行うものとする。

- 2 前項の情報公開規程等を定めるに当たっては、乙は、甲と協議するものとする。当該情報公開規程等を変更する場合も同様とする。
- 3 乙は、公の施設の管理に関する経営状況等の公表を行うものとする。

（環境への配慮）

第27条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、次のとおり環境への配慮に留意するものとする。

- (1) 電気、ガス、水等の使用量削減に向けた取組を進め、省エネルギーの徹底と二酸化炭素等温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、リサイクルの推進や適正処理を図ること。

- (2) 資源採取から廃棄に至る物品等のライフサイクル全体について環境負荷の低減に配慮した物品等の調達に努めること。

(リスク分担)

第28条 指定管理業務に関するリスク分担については、別記3「リスク分担表」のとおりとする。

- 2 前項に定める事項について疑義がある場合又は前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲乙両方で協議の上リスク分担を決定する。

(施設、設備及び物品の使用)

第29条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、甲の所有に属する県民の森の施設、設備及び物品を使用することができる。

(施設の改築及び修繕等の実施並びに費用負担区分)

第30条 施設の改築及び修繕等の実施並びに費用負担区分については、別記4「施設の改築及び修繕等の実施区分」のとおりとする。

- 2 乙は、県民の森の建物、構築物、機械装置又は工具器具備品について、改築、新設、修繕その他の現状変更が必要と認められるときは、あらかじめ甲と協議しなければならない。

(保険契約等)

第31条 乙は、指定管理業務を開始する日までに、別記5に定める内容の保険契約を締結するものとし、指定の期間中、当該保険契約に引き続き加入していなければならない。

- 2 乙は、前項の規定に基づく保険契約について、保険証券その他その内容を証する書面の写しを速やかに甲に提出しなければならない。保険契約を更新又は変更した場合も同様とする。

(緊急時の対応)

第32条 指定の期間中、指定管理業務の執行に関連して事故、災害等の緊急事態が発生した場合、乙は速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態発生旨を通報しなければならない。

(第三者の損害の負担)

第33条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、乙の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

- 2 乙は、乙が行う県民の森の管理に瑕疵があったことにより、利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- 3 前2項の場合における乙の責任分担の割合は、甲と乙が協議して定めるものとする。
- 4 前項の場合において、乙の行為又は管理により生じた損害は、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が負担するものとする。

(原状回復)

第34条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により施設、設備又は物品を滅失し、又はき損したときは、速やかに原状に回復しなければならない。

- 2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するために適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の継続が困難となった場合の措置等)

第35条 乙は、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、速やかにその旨を甲に申し出なければならない。

- 2 乙の責めに帰すべき事由により、指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲は、乙に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。
- 3 不可抗力その他甲又は乙の責めに帰することができない事由により指定管理業務の継続が困難となった場合又はそのおそれが生じた場合には、甲と乙は、指定管理業務の継続の可否について協議するものとする。

(指定の取消し等)

第36条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずる。

- (1) 法人その他の団体が倒産（解散）したとき。
 - (2) 財務状況が著しく悪化し、指定に基づく管理の継続が困難であると認められるとき。
 - (3) 本協定の事項に関して重大な違反をしたと認められるとき。
 - (4) 法の規定による監査を拒否又は妨害したと認められるとき。
 - (5) 個人情報保護に関する取扱いに関して重大な欠陥があると認められるとき。
 - (6) 関係法令、条例又は規則に関して重大な違反したと認められるとき。
 - (7) 乙が、公募に際して虚偽の記載をし、若しくは申立てをしたと認められるとき、又は組織的な違法行為を行った場合等、指定管理業務を行わせておくことが社会通念上著しく不適当と判断されるとき。
 - (8) その他乙に指定管理業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、法第244条の2第10項の規定により、必要な指示を行い、指示に従わないときは、同条第11項の規定により、指定を取消し又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。
- (1) 公募要領に定める応募資格を失ったと認められるとき。
 - (2) 財務状況が悪化し、管理運営業務の履行に影響があると認められるとき。
 - (3) 本協定の事項に関して違反をしたと認められるとき。
 - (4) 個人情報保護に関する取扱いが不適切であると認められるとき。
 - (5) 関係法令、条例又は規則に関して違反したと認められるとき。
 - (6) その他指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

(委託料の返還)

第37条 乙は、前条の規定により指定を取り消されたとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲の請求により委託料の全部又は一部を返還しなければならない。

(損害賠償等)

第38条 乙は、指定管理業務の執行に当たり、自己の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、法第244条の2第11項の規定により指定の取消し等をされた場合において、甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の引渡し)

第39条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了し指定管理者として管理を行わなくなったとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、県民の森の施設、設備及び物品を甲の指定する期日までに、通則条例第9条の規定に従い原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な処置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(指定管理業務の引継)

第40条 乙は、指定管理者の指定の期間が満了した後、又は法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定が取り消された後において、県民の森の運営が遅滞なく円滑に実施されるよう、後任の指定管理者等に対して業務の引継を実施するものとする。なお、引継の方法等については、別途協議するものとする。

2 乙は、前項に規定する引継ぎに要する乙の費用を負担するものとする。

(協定の改定)

第41条 本協定の締結後、法令の改廃、不可抗力その他特別な事情が生じたときは、甲、乙協議して、本協定を改定することができる。

(公の施設の廃止)

第42条 甲は、第4条の規定による指定期間にかかわらず、県民の森を公の施設として廃止することができる。

2 前項の公の施設の廃止により乙に生じた損害又は損失に係る費用については、合理性が認められる範囲で甲が負担することを原則とし、甲及び乙の協議により決定するものとする。

(信義則)

第43条 甲と乙は信義を重んじ、誠実に本協定を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第44条 本協定に関する訴訟の提起は、甲の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(協定の費用)

第45条 本協定の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(疑義等の解決)

第46条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項で必要があるときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和〇（〇〇〇〇）年〇月〇日

甲 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20
 栃 木 県
 知 事 福 田 富 一

乙 栃木県 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○

(別記 1)

文書管理上の留意事項

(基本的事項)

第 1 乙は、その業務に従事している者が文書等を取り扱う際には、適正かつ円滑に処理し、散逸、汚損等のないようにするとともに、常にその所在及び処理の経過を明らかにしておくよう必要な措置を講じなければならない。

(文書等の管理基準等)

第 2 乙は、文書等を適正に管理するため、甲と協議の上、文書等の管理及び整理などに関して、当該業務の性質、内容等に基づく文書等の管理基準を定めなければならない。

(文書等の保存期間)

第 3 処理が完結した文書等（以下「完結文書」という。）の保存年限は、栃木県文書等管理規則（平成 13 年栃木県規則第 17 号）別表に準じて定めるものとする。

(文書等の廃棄の手続)

第 4 乙は、甲の承認を得た上で、保存年限が到来した完結文書を廃棄するものとする。なお、完結文書の廃棄は、文書等の内容、媒体等に応じて、適正かつ確実な方法により行うものとする。

(文書等の引継ぎ)

第 5 乙は、指定管理者の指定期間が満了した後、又は法第 244 条の 2 第 11 項の規定により指定管理者の指定が取り消された後には、保存年限が到来していない完結文書又は甲の指示したものを甲又は甲の指定するものに引継がなければならない。

(別記2)

個人情報取扱特記事項

乙が指定管理業務を通じて取得する個人に関する情報（以下「個人情報」という。）の取扱いについては、この個人情報取扱特記事項によらなければならない。

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、指定管理業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）その他の個人情報の保護に関する法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。当該指定の期間が満了したとき、又は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられた後においても、同様とする。

(従事者の監督等)

第3 乙は、個人情報を取り扱う従事者をあらかじめ指定し、当該従事者の役割及び当該従事者が取り扱う個人情報の範囲を明確にしておかななければならない。

2 乙は、指定管理業務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、従事者に対して、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、指定管理業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても指定管理業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に必要な事項を周知しなければならない。

(収集の制限)

第4 乙は、指定管理業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、甲の指示がある場合を除き、指定管理業務に関して知り得た個人情報を指定管理業務の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 乙は、指定管理業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を取り扱うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承諾なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、指定管理業務を処理するために甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、指定管理業務を処理するために、甲から提供を受けた個人情報記録された資料等を、直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示した方法によるものとする。

(資料等の廃棄等)

第10 乙は、当該指定の期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、甲の指示に従い、指定管理業務を処理するために、乙自らが収集し、又は作成した個人情報及び個人情報記録された資料等を、消去、焼却、シュレッダー等による裁断等当該個人情報記録が第三者の利用に供されることのない方法により、直ちに消去し、又は廃棄し、若しくは甲又は甲の指示するものに引き渡すものとする。

2 前項の場合において、乙が正当な理由がなく指定された期限内に個人情報等を消去若しくは廃棄せず、又は引き渡ししないときは、甲は、乙に代わって当該個人情報等を消去若しくは廃棄し、又は回収することができる。この場合においては、乙は、甲の消去若しくは廃棄又は回収について異議を申し出ることができず、また、甲の消去若しくは廃棄又は回収に要した費用を負担しなければならない。

(再委託)

第11 乙は、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合を除き、指定管理業務に係る個人情報を取り扱う事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護のために必要な措置と同様の措置を当該第三者（以下「再委託先」という。）に求めるものとする。

3 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、再委託先に指定管理業務に係る一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、当該個人情報を取り扱う事務に関するすべての行為及びその結果に責任を負うものとする。

4 個人情報を取り扱う事務を再委託する場合において、乙は、乙及び再委託先がこの個人情報取扱特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(苦情処理)

第12 乙は、指定管理業務に係る個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 乙は、苦情を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに、適宜、処理経過を報告しなければならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、指定管理業務に関して、個人情報の漏えい、滅失及び毀損その他の事故が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(実地調査等)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報の取扱状況について、随時、実地に調査し、又は乙に対して報告を求めることができる。

(指示)

第15 甲は、乙が指定管理業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第16 甲は、乙が特記事項に違反したことにより甲に損害が発生したと認めるときは、損害賠償の請求をすることができるものとする。